

## 特定商取引法に基づく表記

### 【役務提供事業者】

1	事業者名	九州電力株式会社
2	本店所在地	〒810-8720 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電話番号:092-761-3031(代表)
3	代表取締役 社長執行役員	池辺 和弘
4	問合せ先	092-984-4217

### 【役務の提供】

1	役務の対価	サービス料はプラン、電化機器ごとに異なります(サービス料には標準工事費を含みますが、標準工事の範囲を超える工事を要する場合は追加の機器設置費用が必要です)。詳細は本パンフレットの10~23ページのほか、お申込みの際に『『九電スマートリース』サービス契約説明書』でご確認ください。
2	支払方法	サービス料は口座振替でご請求します(当社が委託する集金代行会社からご請求)。追加の機器設置費用(必要な場合のみ)は振込払いでご請求します。
3	支払期日	サービス契約説明書記載の期日とします。
4	提供期間	サービス提供期間は、サービス開始から10年間です。
5	提供開始時期	当社がお客さまからのお申込みを承諾したときに契約が成立します(リース契約は、18歳以上75歳未満の方のみ、お申し込みいただけます。対象年齢の方でも、当社及び保証会社の審査によりご契約いただけない場合があります)。契約成立後、当社は、遅滞なく、当社が指定する工事会社により電化機器の設置工事を行います。サービス開始日は、お客さまが当社に届け出た設置場所(原則としてご自宅ご住所)へ電化機器の設置が完了し、ご使用可能となる日(引渡日)となります。
6	提供地域	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県(ただし、離島は除く。)
7	解約	契約成立後は、法令・契約に定めがある場合を除いて、原則として、契約の取消し・解約はできません。お客さまのご都合でやむを得ず解約される場合には、損害金として、次の(1)(2)(3)及び消費税額等をお支払いいただきます。(1) サービス期間の残期間分の月額サービス料金合計額、(2) 電化機器の撤去にかかる費用、(3) 電化機器のうち、蓄電池に関しては、分解・リサイクル等の処分費用。
8	リース期間満了について	サービス期間満了後、お客さまがサービス料を全額お支払い済の場合、電化機器の所有権はお客さまに移転(無償譲渡)します。

※特定商取引法に基づく表示事項については、お客さまからの請求があれば、すみやかに書面を送付いたします。

## 九電スマートリースお問合わせ先

Webから **問合わせフォーム**  
<https://kyuden-innovation.jp/smartlife/contact/form>



お電話から **050-3358-2938**  
受付時間 10:00~17:00



九州電力株式会社  
スマートライフプロジェクト

九電スマートリース